

第9回 農業委員会総会議事録

平成30年3月22日開会

中標津町農業委員会

平成30年3月22日、第9回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
5番	田中	世	一
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田	宏幸
11番	高橋	正	一
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

本日欠席した委員

4番	武田	健	治
12番	赤波江	信	二

附議した案件

- (イ) 議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第 4 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 4 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 4 6 号 農地法第 3 6 条第 1 項の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について
- (ホ) 議案第 4 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第 4 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて
- (ト) 議案第 4 9 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 議案第 5 0 号 耕地防風林の設置について
- (リ) 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (ヌ) 議案第 5 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について
- (ル) 報告第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヲ) 報告第 2 7 号 農地委員会開催報告について
- (ワ) 報告第 2 8 号 農政委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第9回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
5番、田中世一委員。
6番、瀧本和男委員。
以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長

2月22日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

はじめに中標津町議会3月定例会が、3月5日から15日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、平成29年度補正予算、平成30年度施政方針、平成30年度教育行政方針、一般質問、平成30年度予算、各種条例の制定、改正等について審議し、可決決定されております。

本会議が開催された5日、6日に会長が出席しております。

次に、3月9日から11日の日程で開催された中標津町農業後継者対策協議会主催により平成29年度冬季交流会です。初日は悪天候のため東京便が欠航となり、4名の女性が一旦羽田に戻るというアクシデントがありましたが、2日目午後からの参加を全員が希望され、最終的には道外から5名の女性が参加されました。このため初日と二日目の午前中までは女性1名でしたが、酪農体験として、計根別の本田牧場の協力により、哺乳体験など行い、二日目は畜産食品加工センターでソーセージ作りを体験し、農業を実感していただきました。

今回の交流会では2組のカップルが成立し、今後の交際に期待をしているところで、9日の夕食交流会には副会長である本田会長も出席し参加女性を出迎えております。

3月14日北海道産業貢献賞受賞報告会が町長室で執り行われ、安田前会長、戸田前委員が出席され、道の表彰式を欠席された安田前会長に町長より表彰状が伝達されました。会長が出席しております。

最後に3月19日に札幌市にて、第84回北海道農業会議総会及び平成29年度市町村農業委員会会長・事務局長特別研修会が開催され、会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議長

以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員

上程になりました議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,521㎡ほか17筆、合計畑202,097㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。

4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年3月24日から平成40年3月23日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、

農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯栽培ほか。

7、見取図につきましては、5ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（2）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 竹村委員。

竹村委員 議案第43号（2）について説明いたします。

6ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,712㎡ほか1筆、合計畑48,724㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大を図るもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日。6、価格。年170,000円。7、資金調達法、自己資金170,000円。

8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は7ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（2）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（3）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第43号（3）について説明致します。8ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表理事組合長 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 803,715 m²の内 707,000 m²ほか 1 筆、合計畑 1,211,000 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、〇〇〇〇に賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借を受けて育成牧場として使用するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日。6、価格。年 605,000 円。7、資金調達法、自己資金 605,000 円。8、当事者の経営状況、〇〇〇〇につき省略。9、見取図につきましては 8 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、放牧地に使用するため、所有農地を賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 4 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第 4 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(1) について説明いたします。11 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,143 m²の内 12,546 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用期間。
平成 30 年 4 月 27 日から平成 31 年 4 月 26 日。

5、採取量、砂利 11,093 m³、黒墨 12,982 m³、土採取 11,087 m³のため。

6、最大切深、11.4m。7、見取図につきましては、12 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。

〇〇氏の 4 条申請による砂利等採取については平成 7 年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることから、別添の農地法第 4 条調査書のとおり転用は止む

を得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程5、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請者により取り下げられました。

日程6、議案第46号「農地法第36条第1項の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について」を上程致します。

(1) について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第46号「農地法第36条第1項の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について」について説明いたします。15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積25,046㎡の内24,636㎡ほか3筆、合計畑55,043㎡。3、勧告の理由。当該農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思が無く、農地法第36条第1項第3号に該当するため。

4、見取図につきましては16ページのとおりとなっております。

この案件の対象地につきましては、過去に砂利採取を行っていた土地で、平成28年10月に農業委員会による農地利用状況調査において、農地としての利用がなされていないことから遊休農地と判断し、書面により所有者へ利用意向調査を行うこととしました。その後、平成29年4月に所有者から対象地について、農業上の利用を行なう意思が無い旨の回答があったため、農地法第36条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告するものであります。以上です

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 7、議案第 4 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) から (1 0) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 4 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (1 0) について説明いたします。

1 8 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 11,123 m²ほか 49 筆、畑 652,547 m²、採草放牧地 86,748 m²、合計 739,295 m²。利用目的、牧草畑及び採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、45,757,000 円。6、資金調達方法、北海道信連資金による 45,757,000 円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は 2 1 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すもので、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。2 2 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 49,323 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで。6、価格、年 184,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。経営作目、馬鈴薯栽培。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。1 0、見取図は 2 3 ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。24ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353の内65,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年130,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。

なお、(4)から(10)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても32から33ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。25ページをお開きください。

(4) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353の内68,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年136,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

26ページをお開きください。

(5) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内52,000㎡ほか1筆、合計畑99,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年198,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、乳牛〇〇〇頭、肉牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。27ページをお開きください。

(6) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097の内143,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年286,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、

牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

28ページをお開きください。

(7) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内76,000㎡ほか1筆、合計畑156,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年200,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

29ページをお開きください。

(8) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内83,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年166,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

30ページをお開きください。

(9) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内165,000㎡ほか1筆、合計畑339,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年678,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

31ページをお開きください。

(10) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内46,000㎡ほか1筆、合計畑183,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年366,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

以上8件の案件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (10) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11) から (18) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第47号(11)から(18)について説明いたします。
34ページをお開き下さい。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,304の内50,000㎡、
利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定
するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転し
ようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から
平成30年12月31日まで。6、価格、年28,750円。7、資金調達方法、自己資金。
8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、
牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は42ページのとおりです。

なお、(12) から (18) につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても
42ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いた
します。35ページをお開きください。

(12) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積51,197㎡の内50,000㎡
ほか1筆、合計畑77,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。
貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期
間、平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年44,275円。7、
資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営
地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

36ページをお開きください。

(13) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,345㎡の内49,000㎡
ほか1筆、合計畑126,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。
貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期
間、平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年72,450円。7、
資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営
地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

37ページをお開きください。

(14) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。字俣落〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 48,812 m²の内 48,000 m²ほか2筆、合計畑 78,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年44,850円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
38ページをお開きください。

(15) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 67,662 m²の内 67,000 m²ほか1筆、合計畑 96,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年55,200円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
39ページをお開きください。

(16) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 76,352 m²の内 76,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年43,700円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
40ページをお開きください。

(17) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 23,575 m²の内 23,500 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年32,200円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。
41ページをお開きください。

(18) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 41,234 m²の内 41,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から

平成30年12月31日まで。6、価格、年23,575円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

以上8件の案件につきましては、1年ごとの賃貸借の契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)から(18)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(19)(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第47号(19)(20)について説明いたします。

43ページをお開きください。

(19)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿宅地、現況畑、面積520.36㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、414,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は44ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借していた所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

45ページをお開きください。

(20)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積93,403㎡ほか3筆、合計畑191,889㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、価格、年647,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は46ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(19)(20)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(21)から(23)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第47号 (21)から(23)について説明いたします。

なお、貸主が同一なことから氏名等省略し一括して説明いたします。

47ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積54,790㎡ほか3筆、合計畑74,284㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。6、価格、年222,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は50ページのとおりです。

48ページをお開きください。

(22) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積944㎡ほか4筆、合計畑40,353㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。6、価格、年106,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は50ページのとおりです。

20ページをお開きください。

(23) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積43,687㎡ほか2筆、合計畑129,622㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定

し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。6、価格、年323,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は50ページのとおりです。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(21)から(23)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて(1)について、ご説明申し上げます。

議案の52ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,554㎡ほか28筆、畑421,768㎡、採草放牧地2,200㎡、合計423,968㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年3月1日から平成31年2月28日まで。6、価格、年546,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては、平成30年2月22日開催の第8回中標津町農業委員会

総会議案第40号(3)で審議されたのち承認され、平成30年2月23日付け中標津町告示第133号により公告したのですが、借主である(株)〇〇〇〇が認定農業者でなかったことが判明したことから、再度、集積計画を作成するために取り消すものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程9、議案第49号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第49号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。54ページをお開きください。
平成29年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。
以上1件の提出がありました。
平成30年3月5日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程10、報告第26号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第26号農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について(1)について説明いたします。64ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成29年12月19日付、中農委5第29-8号。

3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成29年12月21日から平成30年12月20日。6、事業完了年月日、平成30年2月28日。

この完了届けにつきましては、平成30年3月1日に工事完了の報告を受けており、第1地区推進班にて現地調査を行い、平成30年3月15日付けで確認したところ です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程11、議案第50号「耕地防風林の設置について」を議題に供します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第50号「耕地防風林の設置について」(1)について説明致します。57ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、耕地防風林等設置の理由。風雪を防ぐため。3、耕地防風林等を設置する農地の地番、地積。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、279, 108. 0㎡。4、耕地防風林等設置面積。8, 807. 8㎡。5、耕地防風林等の幅員及び長さ。幅員14. 0m、長さ649. 9m。6、耕地防風林等の樹種。カラマツ及び赤エゾマツ。

7、工期。事業着手、平成30年5月1日。事業完了、平成30年6月20日。施工者、中標津町森林組合。

8、地区推進班の意見。特に風の強い箇所であり防風のため止むを得ないと思われる。

9、見取図につきましては、58ページのとおりとなっております。

この件につきましては、防風、防雪のため届出があったものです。

耕地防風林については、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、自ら耕作する他の農地の保全若しくは利用増進のための施設であれば、転用許可が不要となっております。平成30年3月16日、第2地区推進班による現地調査の結果、耕地防風林の林帯幅は原則10m以内であるが、特に風の強い箇所であり防風のた

め復員の14mは止むを得ないものと判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、報告第27号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 平成30年3月16日役場201会議室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
1、平成30年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。
◎審議内容
中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、平成30年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。
○協議結果
本町における平成29年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円で取り引きされた事例はありません。
最も多く取り引きされた事例は、50万円未満を除き、ha当り60万円から65万円未満で全体の17.8%、次に多く取引された事例は65万円から70万円未満が15.6%で合わせると33.4%となっております。
平均単価は、平成23年から平成28年まで5年連続の下落となっておりますが、平成29年は645,000円で対前年比では26,000円高い価格となっております。
近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきていますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。
本上限価格については、農業を取り巻く情勢が不透明であり、現在の農地価格を見直す判断は大変に困難な状況となっております。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状で価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。

以上検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であるとのことから、平成30年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。

2、下限面積（別段の面積）設定について

◎審議内容

下限面積は、農地法第3条第2項第5号の規定により各農業委員会で設定できることとなっていますが、併せて毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから平成30年度の下限面積について協議の結果、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

1、農地法施行規則第17条第1項に基づく検討。

「設定区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。」と規定されており、本町の設定区域は町内全域が妥当と思われる。

2015農林業センサスで本町における農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者のうち経営面積が農地法第3条第2項第5号で定める下限面積2ha（北海道）に達しない者は380経営体のうち3経営体と全体の0.7%であり農地法施行規則第17条第1項第3号で定める設定基準である40%を下回っている。

2、農地法施行規則第17条第2項に基づく検討。

「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」と規定されているが、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、本町の遊休農地率は0.03%と農地の遊休化が低い状況である。

これらを踏まえ、平成30年度も別段の面積は設定する必要はないと結論したところであります。以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程13、議案第51号「平成30年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。

提案内容を事務局から説明願います。

（挙手あり） 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第51号「平成30年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。60ページをお開きください。

平成30年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。

1ha当り上限80万円。

この案件につきましては、報告第27号にて中村農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程14、議案第52号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第52号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積」について提案理由のご説明を申し上げます。62ページをお開きください。
農林水産省が定める「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされていることから、先の農地委員会により協議し結論を得、現行の下限面積2haの変更は行わないものであります。
理由といたしましては、
(1) 農地法施行規則第17条第1項第3号の適用によります、別段の面積未滿となる農家数の制限。(2) 農地法施行規則第17条第2項第1号の適用によります遊休農地割合の状況を勘案し変更しないとしたものであります。
以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程15、報告第28号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 氏家委員長

氏家委員長 平成30年2月22日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

1、平成31年度農業施策と予算に関する要望意見の検討について。

◎審議内容

本年5月30日の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、北海道選出国議員に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行っており、本農業委員会の要望・意見を求められているものであります。

○協議結果

本農業委員会としては、以下の3項目を要望・意見とする結論となったところであります。

(1) 日EU・EPA大枠合意において、乳製品の国家貿易制度や、豚肉の差額関税制度の維持、関税割当やセーフガードの確保など一定の配慮がされた。

しかしながら、チーズやホエイの関税削減や関税撤廃により、長期的には競合する国産の脱脂粉乳・チーズの価格の低下が生じ、それにより加工原料乳価の下落も懸念されることから、北海道農業に支障を及ぼすことがないように必要な対策を要望する。

(2) 離農時における廃屋の撤去や非農地の処分について苦慮しており、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度の創設を要望する。

(3) 離農時にあっせん等により所有権を移転した場合の譲渡所得特別控除の増額、又は長期賃貸借後における所有権移転の場合の譲渡所得特別控除の減額等、移転時期により控除額に差が生じることを要望する。

将来の地域農業の担い手を守ることが重要であり、長期に渡る農地の賃貸料は経費の増加に繋がり農業経営に悪影響をおよぼすことが懸念される。

北海道の場合農地価格が安い地域もあり、早期の所有権移転による農地集積の推進が必要である。

2、平成30年度中標津町農業委員会総会開催日程について。

◎審議内容

本農業委員会の平成30年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

○協議結果

総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、4月から12月までは午前10時30分から、1月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。

以上、農政委員会の開催報告とする。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農政委員会の報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第9回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。
(閉 会 14時20分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月22日

会 長 本 田 信 幸

5 番 田 中 世 一

6 番 瀧 本 和 男